

岡 観 第 3 5 8 号

平成28年9月23日

岡山市監査委員 様

岡山市長 大 森 雅 夫

随時監査の指摘事項の改善措置状況について（通知）

平成27年11, 12月実施随時監査における指摘事項について、別紙のとおり措置を講じたので、地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

注意事項

- 1 通知方法は、eメールでお願いします。
- 2 改善措置状況の通知は、地方自治法第199条第12項の規定により公表されます。
- 3 委員会は、委員長（又は会長）でお願いします。

## 別 紙

随時監査の指摘事項の改善措置状況（平成27年11, 12月実施分）

### 観光コンベンション推進課

#### 指摘事項

1 足守プラザ施設使用許可申請において、2者の使用日時と使用室が重複した際、一方の者に対し、岡山市足守プラザ条例上では使用の対象となっていない施設を使用させ、利用料金相当額を徴収している事例が認められましたので、指定管理者に確認の上、適切な処理を行ってください。

#### 改善措置状況

1 条例に定められたとおりの運用とし、貸室として使用の対象となっている施設のみ使用するように指導の上、適切な運用方法に改善しました。